

No.	③-4-1	R7 予算額	5 百万円
事業名	近代和風建築等総合調査	府省庁名	文化庁
概 要	近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）の所在地、形態・意匠及び保存状況等に関して、都道府県が行う調査事業に対する補助		
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	当該地方公共団体に所在する近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）の歴史的沿革、建築意匠・技法に関する調査事業。原則として2か年継続事業とする。		
支援内容	補助率1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	—		
備 考			
担当部署	文化庁文化財第二課		
連絡先	075-451-4111		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-2		R7 予算額	12,356 百万円
事業名	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、 防災、公開活用事業		府省庁名	文化庁
概要	重要文化財の管理又は修理、及び公開活用に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	修理事業、管理事業、公開活用事業（これらの事業施行上必要な調査事業を含む） 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 礼文町 佐渡市 隠岐の島町島後 壱岐市 対馬市 佐世保市黒島 R2 礼文町 佐渡市 壱岐市 対馬市 R3 礼文町 佐渡市 壱岐市 対馬市 隠岐の島町 R4 壱岐市 対馬市 隠岐の島町 R5 佐渡市 R6 佐渡市			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課・文化資源活用課			
連絡先	075-451-9702、 075-451-9665			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-3	R7 予算額	99 百万円
事業名	登録有形文化財建造物修理事業	府省庁名	文化庁
概要	登録有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費、及び公開活用に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>1 保存修理に係る設計監理事業</p> <p>次のア～ウに掲げるいずれかに該当する登録有形文化財建造物の保存・活用の模範となるもので、これらの登録有形文化財建造物の保存修理に係る設計監理事業</p> <p>ア 各地の歴史的景観を活かしたまちづくりに資するもの</p> <p>イ 各地の特色ある伝統的建築文化の技術・意匠などの伝承に資するもの</p> <p>ウ 身近な地域づくりや地域振興に資するもの</p> <p>2 公開活用事業</p> <p>詳細な内容については参照 HP にある補助要項を参照</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-9665		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-4		R7 予算額	3 百万円の内数
事業名	民家保存管理施設		府省庁名	文化庁
概要	重要文化財である民家が現状変更等により居住者の日常生活に著しく支障が生じた場合に、当該民家を管理するために新しく保存管理施設を設置する事業に要する経費についての補助			
支援対象	個人所有者	補助率	1 / 2 (上限あり)	
対象事業	保存管理施設を建築する事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 1 件当たり 2、700 千円を最高限度額とする。			
離島での実績	—			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	075-451-9665			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-5		R7 予算額	4 百万円の内数
事業名	重要文化財建造物等買上		府省庁名	文化庁
概 要	重要文化財である建造物及びその敷地の保存のため特別の事情による買上げに要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	各条件を満たした建造物等を買上げる事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	—			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	075-451-9665			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-6	R7 予算額	30 百万円
事業名	地域活性化のための特色ある文化財調査・活用	府省庁名	文化庁
概要	<p>全国に所在する我が国の歴史・文化の解明に必要な文化財（美術工芸品）（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料等）の平時および震災や津波等の大規模災害による散逸、亡失を防ぎ、保存対策の基本計画策定に資するために実施する保存状況等の調査に要する経費、及び調査成果の情報発信に要する経費についての補助</p>		
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>次に掲げる史料の所在確認及び保存状況を調査する事業。</p> <p>(1) まとまって1か所に伝存し、調査によって当該地域の歴史及び文化を明らかにするもの。</p> <p>(2) 散在しているが、特定の歴史事象等について包括的に調査することによって、その価値が明らかにされるもの。</p> <p>(3) その他上記事項に準ずるもの。</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績	—		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	075-451-9702		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-7	R7 予算額	27 百万円
事業名	天然記念物緊急調査	府省庁名	文化庁
概要	学術上価値の高い動物・植物及び地質鉱物の実態を把握し、その保存対策に資するために行う調査に要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>(1) 減少原因調査……減少又は衰滅の虞れのある動植物等についてその原因の調査</p> <p>(2) 分布調査……学術上貴重な動植物等の所在、分布の調査</p> <p>(3) 生態調査……減少しつつある動物・植物の生態及び生息環境とのかかわり合いについての調査</p> <p>(4) 保存対策調査……減少原因調査、分布調査、生態調査などをふまえた具体的な保存対策の実施方法等についての調査</p>		
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 礼文町 R3 伊平屋村		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第二課		
連絡先	075-451-4111		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-8		R7 予算額	110 百万円
事業名	史跡等保存活用計画等策定		府省庁名	文化庁
概要	<p>史跡、名勝又は天然記念物の保存活用計画を策定する事業に要する経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させるための計画の策定に要する経費についての補助</p>			
支援対象	地方公共団体、所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	<p>(1) 史跡等保存活用計画策定事業 (2) 歴史の道総合計画策定事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>			
支援内容	<p>補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>			
離島での実績	<p>R1 対馬市 新上五島町 奄美市 R2 対馬市 R3 奄美市 喜界町 R4 奄美市 喜界町 R5 隠岐の島町 上島町 伊平屋村</p>			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-9	R7 予算額	100 百万円
事業名	天然記念物再生事業	府省庁名	文化庁
概 要	天然記念物の保護及び再生事業に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 給餌 (2) 増殖施設、保護収容施設の整備 (3) 病虫害駆除 (4) 施肥等樹勢回復 (5) 遷移の中断、促進及び正常化 (6) 生息・生育環境の維持・復元のための事業 (7) その他天然記念物の再生に必要と認める事業		
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 萩市見島 土庄町 R2 萩市見島 土庄町 新上五島町 R3 萩市見島 R4 萩市見島 R5 萩市見島		
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第二課		
連絡先	075-451-4111		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-10	R7 予算額	190 百万円
事業名	天然記念物食害対策	府省庁名	文化庁
概要	天然記念物に指定された動物による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業に要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体（一部事業については都道府県のみ）	補助率	2 / 3
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼樹保護 (2) 防護柵設置 (3) 捕獲 (4) 防護網等設置 (5) 餌場借上 (6) 給餌 (7) 効果測定等調査 (8) その他保護管理のために必要な施設の設置等 		
支援内容	補助率 2 / 3。		
離島での実績	R1 小笠原村 R2 小笠原村 R3 小笠原村 R4 小笠原村 R5 小笠原村		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第二課		
連絡先	075-451-4111		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-11	R7 予算額	2,851 百万円
事業名	埋蔵文化財緊急調査	府省庁名	文化庁
概要	土地に埋蔵されている文化財の実態を把握するための調査に要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 発掘調査 (2) 遺跡発掘事前総合調査 (3) 遺跡詳細分布調査 (4) 重要遺跡確認緊急調査 (5) 出土遺物保存処理 詳細は参照 HP にある補助要項を参照。		
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R2 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R3 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R4 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R5 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第二課		
連絡先	075-451-4111		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-12		R7 予算額	14 百万円
事業名	名勝地調査		府省庁名	文化庁
概要	消滅や改変の危機に瀕している未指定・未登録の名勝地の保護のために、必要情報の集約を目的として実施する調査経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	<p>(1) 名勝地を特定するために行う総合調査</p> <p>(2) 個別の名勝地を対象として行う実測図作成等に係る詳細調査</p>			
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>			
離島での実績	—			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-13	R7 予算額	257 百万円
事業名	文化的景観保護推進事業	府省庁名	文化庁
概要	文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 調査事業 (2) 保存活用計画策定事業 (3) 整備事業 (4) 普及・啓発事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町、五島市 R2 佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町 R3 佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町 R4 佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町 R5 佐渡市、佐世保市黒島、五島市、小値賀町 R6 佐渡市、佐世保市黒島、五島市、新上五島町、小値賀町		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-9665		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-14	R7 予算額	1,567 百万円の内数
事業名	伝統的建造物群保存対策	府省庁名	文化庁
概要	伝統的建造物群の保存状況等の調査及びこれに基づく保存・防災対策の策定並びにそれらの見直しの事業に要する経費についての補助		
支援対象	市町村	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 伝統的建造物群保存対策調査 ・ 歴史的沿革及び自然的、社会的、経済的概況の調査 ・ 伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保存状況に関する調査 ・ 伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保存対策の策定 (2) 重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定 ・ 重要伝統的建造物群保存地区の防災計画策定		
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R3 佐渡市 R4 佐渡市		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-9665		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-15	R7 予算額	1,567 百万円の内数
事業名	重要伝統的建造物群保存地区保存事業	府省庁名	文化庁
概要	重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費についての補助		
支援対象	市町村	補助率	1 / 2 等
対象事業	伝統的建造物群保存地区の保存のため市町村が自ら行う事業又は所有者等が行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R2 佐渡市宿根木、牟岐町出羽島、呉市富豊町御手洗、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦 R3 佐渡市宿根木、呉市豊町御手洗、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦 R4 佐渡市宿根木、呉市豊町御手洗、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦 R5 佐渡市宿根木、呉市豊町御手洗、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦 R6 佐渡市宿根木、呉市豊町御手洗、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-9665		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-16	R7 予算額	132 百万円
事業名	指定文化財管理	府省庁名	文化庁
概要	指定文化財の維持管理の万全を期するために、地方公共団体及び国有文化財の管理団体が行う事業に要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体、管理団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 防災設備保守点検等 (2) 差し茅、防蟻防虫、雪降り等小修理 (3) 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備 (4) 燻蒸・殺虫 (5) 文化財保護管理指導 (6) 国有文化財の見廻り看視及び清掃 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	(1)～(5)の事業については補助率1/2。(6)の事業については補助率4/5。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 島後（隠岐布施海岸） R2 島後（隠岐布施海岸） R3 島後（隠岐布施海岸） R4 島後（隠岐布施海岸） R5 島後（隠岐布施海岸） R6 島後（隠岐布施海岸）		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-9665		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-17	R7 予算額	380 百万円
事業名	重要無形文化財等伝承事業	府省庁名	文化庁
概要	重要無形文化財等の保存のための伝承事業に要する経費についての補助		
支援対象	保存団体、地方公共団体等	補助率	定額
対象事業	(1) 伝承者の養成 (2) 研修発表会 (3) 資料の収集整理（文化財保護法第71条の重要無形文化財に限る。） (4) 指定の要件の品質管理（工芸技術のうち文化財保護法第71条の重要無形文化財に限る。） (5) 技術研究 (6) 原材料・用具の確保 (7) 関連技術事業 (8) 重要無形文化財人形浄瑠璃文楽の伝承を実施する団体の活動運営経費 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	予算の範囲内において定額。		
離島での実績	—		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	075-451-9702		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-18	R7 予算額	47 百万円
事業名	重要無形文化財等公開事業	府省庁名	文化庁
概 要	重要無形文化財等の保存のための公開事業に要する経費についての補助		
支援対象	保存団体、地方公共団体等	補助率	定額
対象事業	(1) 国家指定芸能特別鑑賞会 (2) 日本伝統工芸展		
支援内容	予算の範囲内において定額。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	—		
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	075-451-9702		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-19		R7 予算額	29 百万円
事業名	民俗文化財調査		府省庁名	文化庁
概要	有形の民俗文化財及びこれに関連する無形の民俗文化財について、その保護に資するための調査に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体等	補助率	1 / 2 等	
対象事業	我が国の民俗文化財のうち、散逸、衰滅、変容のおそれのあるもの、又はかつて広域的に伝承されていたが、急激な社会変化によって特定地域に伝承されているもの等、我が国の文化を理解するうえで特に重要性が認められるものについての調査事業			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R 元 小豆島（小豆島農村歌舞伎調査を実施）、種子島（種子島の盆踊調査を実施）、南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市 R2 南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、小豆島、種子島 R3 南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、種子島 R4 南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、種子島 R5 南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、種子島			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	075-451-9702			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-20	R7 予算額	(1) 85 百万円の内数 (2) 126 百万円
事業名	重要有形民俗文化財修理・防災事業	府省庁名	文化庁
概 要	重要有形民俗文化財の管理又は修理に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 管理事業 (2) 修理事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R2 小豆島 R3 小豆島 R4 小豆島 R5 小豆島		
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	075-451-9702		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-21	R7 予算額	133 百万円
事業名	民俗文化財伝承・活用等事業	府省庁名	文化庁
概要	民俗文化財の伝承・活用等事業のために要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体、所有者、保護団体等	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>(1) 重要有形・無形及び登録有形民俗文化財伝承基盤整備事業</p> <p>(2) 無形民俗文化財伝承事業</p> <p>(3) 無形民俗文化財活用事業</p> <p>(2)(3)の事業は、地方公共団体が行う事業を原則とする。</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績	—		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	075-451-9702		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-22	R7 予算額	502 百万円
事業名	文化財保存技術保存事業	府省庁名	文化庁
概 要	選定保存技術等の保存のための伝承者の養成等の事業に要する経費についての補助		
支援対象	保持者、保存団体、地方公共団体等	補助率	定額
対象事業	(1) 伝承者の養成 (2) 研修発表会 (3) 技術、技能の錬磨 (4) 記録の作成及び刊行 (5) 原材料・用具の確保 (6) 関連技術事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	予算の範囲内において定額		
離島での実績	—		
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	075-451-9702		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-23	R7 予算額	4 百万円
事業名	ふるさと文化財の森管理業務支援事業	府省庁名	文化庁
概要	文化財建造物の保存に必要な植物性材料の資材供給林及び研修林において、高品位の資材を確保し継続的に供給するために必要な管理に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下草刈り及び除草 (2) 剪定及び間伐 (3) 山焼き (4) 病虫害及び害獣対策（捕獲、防護網等設置） (5) 荒皮剥き (6) 管理のために必要な設備（標識、説明板、境界標、囲い等）の設置 (7) 管理のために必要な通路の整備 (8) 管理のために必要な資料作成 		
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-9665		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-24	R7 予算額	4,507 百万円
事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	府省庁名	文化庁
概要	史跡、名勝又は天然記念物の整備等を行うために必要な経費、登録記念物の整備等の設計管理等を行うために必要な経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、管理団体、地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 史跡等総合活用整備 (2) 登録記念物活用整備事業 (3) 歴史の道活用整備事業 (4) 石垣等緊急調査 (5) (1)～(4)の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 横須賀市猿島 佐渡市 今治市能島 長崎市高島 長崎市端島 五島市 天草市 R2 佐渡市 R3 佐渡市 対馬市 長崎市高島 和泊町 知名町 R4 横須賀市猿島 佐渡市 今治市能島 長崎市高島 長崎市端島 五島市 天草市 R5 佐渡市 今治市能島 長崎市高島 長崎市端島 対馬市 五島市 壱岐市 天草市 R6 横須賀市猿島 佐渡市 今治市能島 対馬市 長崎市高島 長崎市端島 天草市		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-9665		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-25		R7 予算額	485 百万円
事業名	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業		府省庁名	文化庁
概要	地域の特色ある埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費についての補助			
支援対象	地方公共団体等	補助率	1 / 2 等	
対象事業	<p>(1) 埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業</p> <p>(2) 埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>			
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>			
離島での実績	<p>R1 壱岐市 南種子町 伊仙町 和泊町 知名町</p> <p>R3 佐渡市 伊仙町</p> <p>R4 佐渡市 壱岐市 伊仙町</p> <p>R5 佐渡市 壱岐市 伊仙町 南種子町 天城町</p>			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、文化財の保存・伝承等のための各種事業に対して補助を実施。

<主な施策>

◆建造物の保存修理等 11,438百万円 (11,438百万円)

国宝・重要文化財（建造物）を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,334百万円 (11,334百万円) 等

◆美術工芸品の保存修理等 1,108百万円 (1,085百万円)

国宝・重要文化財（美術工芸品）を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化 1,567百万円 (1,567百万円)

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等 8,541百万円 (9,106百万円)

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 4,507百万円 (5,057百万円) 等

◆無形文化財の伝承・公開等 1,256百万円 (1,240百万円)

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。



<建造物維持修理の様子>
重要文化財 大宰府天満宮本殿
屋根葺替え（福岡県）



<史跡及び名称整備の様子>
特別史跡多胡碑での笠石修理作業
（群馬県）

No.	③-5		R7 予算額	761 百万円
事業名	地域文化財総合活用推進事業 (地域文化遺産、地域伝統行事・民俗芸能等)		府省庁名	文化庁
概要	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産の活用を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的とする。			
支援対象	地域の文化遺産の所有者もしくは保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等	補助率	補助対象経費の 85%が上限	
対象事業	<p>文化振興とともに地域活性化を推進するため、我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組や地域の伝統行事・民俗芸能等の基盤整備の取組に対して補助を行うもの。</p> <p>(1) 地域文化遺産</p> <p>①人材育成事業：地域の文化遺産を総合的に紹介するガイド等の人材育成</p> <p>②普及啓発事業：地域の文化遺産を普及啓発するための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）</p> <p>(2) 地域伝統行事・民俗芸能等</p> <p>①用具等整備事業：地域の伝統行事や民俗芸能に用いる用具の新調、修理</p> <p>②後継者養成事業：地域の伝統行事や民俗芸能の後継者の養成</p> <p>③記録作成・情報整備事業：地域の伝統行事や民俗芸能の継承に用いるための記録映像の作成、オンライン配信等の取組</p>			
支援内容	各地方公共団体が策定する、地域活性化に資する特色ある総合的な取組に関する実施計画に基づき、実行委員会等が実施する事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するもの。			
離島での実績	R6 佐渡市（民謡大会の実施）など			
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10～11月頃に募集開始予定 ・ 実行委員会等が所在する地方公共団体及び都道府県を通じて応募（個別の団体からの直接応募は不可） 			
担当部署	文化庁参事官（生活文化創造担当）			
連絡先	075-451-4111（内線 9576）			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/			

現状・課題

地域の伝統行事や民俗芸能は、その地域に暮らす人々の心のよりどころであり、またコミュニティの繋がりを維持する上で、重要なものであるが、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として継承が困難になっている。また令和6年能登半島地震によりキリコ祭りをはじめとする伝統行事等の継承が一層困難な状況となっている。

地域の伝統行事や民俗芸能が消失した際には元に戻すことが不可能あるいは極めて困難であることから、次代に継承するため、担い手の養成や用具整備、記録作成等に関する取組への支援に加え、情報発信や維持・継承に必要なノウハウの提供を行う等、ハード・ソフト両面から支援を行う必要がある。

事業内容

地域の伝統行事・民俗芸能等の基盤を整備する取組に対して、補助対象経費の85%を上限として補助を行う。

<補助対象>

- 用具等整備（経年劣化や災害を起因とする用具の修理や新調を行う事業）
- 後継者養成（保存会会員等を対象とした技術練磨等の事業）
- 記録作成・情報整備（記録映像の作成やオンライン配信等を行う事業）

件数・単価

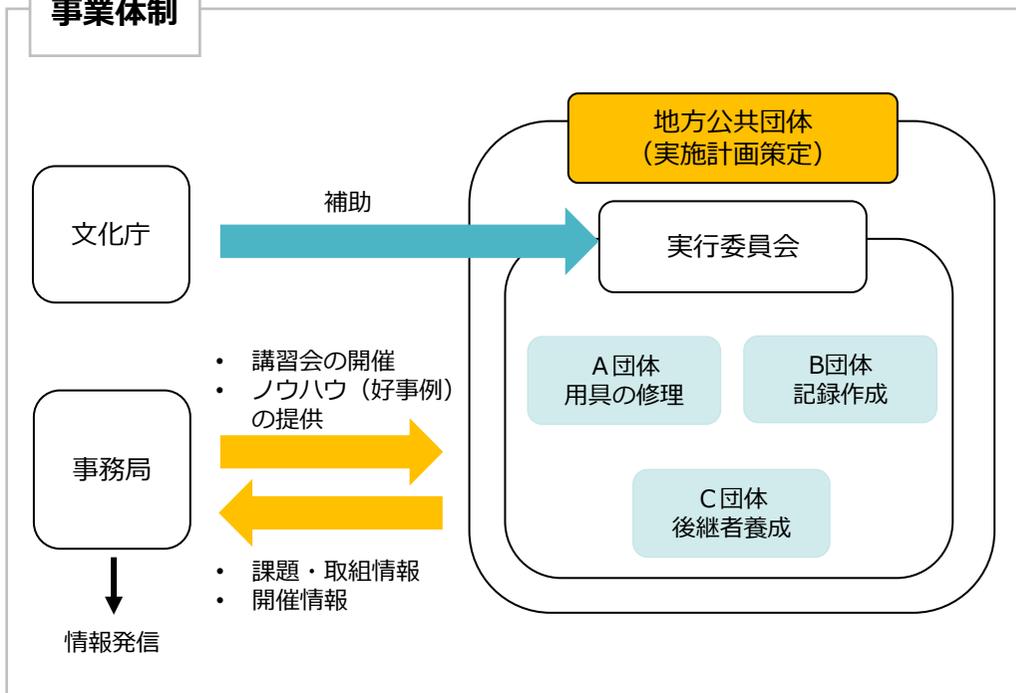
約80件×5百万円程度

事業開始年度

令和3年度



事業体制



アウトプット (活動目標)

地域文化遺産の総合的な取組や地域伝統行事等の継承に必要な取組への支援

短期アウトカム (成果目標)

地域伝統行事等への参加者数の増加

長期アウトカム (成果目標)

地域文化遺産の担い手確保

現状・課題

文化遺産は、地域の人々の心のよりどころとして地域に活力を与える国民共有の財産であるが、過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの衰退により保存維持の担い手が不足し、消失の危機にある。文化遺産が消失した際には元に戻すことが不可能あるいは極めて困難である。

一方で、地域の文化遺産は、地域文化の多様さ、豊かさを示すものであり、交流人口の増加など地域経済にも貢献することから、その積極的な活用が期待されている。このため、地域文化遺産を活用した取組を支援し、地域活性化を推進することが急務となっている。

事業内容

地域文化遺産を核とした地域活性化

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援する。

<補助対象>

- 人材育成（ボランティアガイド等の育成）
- 普及啓発（伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等）

<補助金の額>

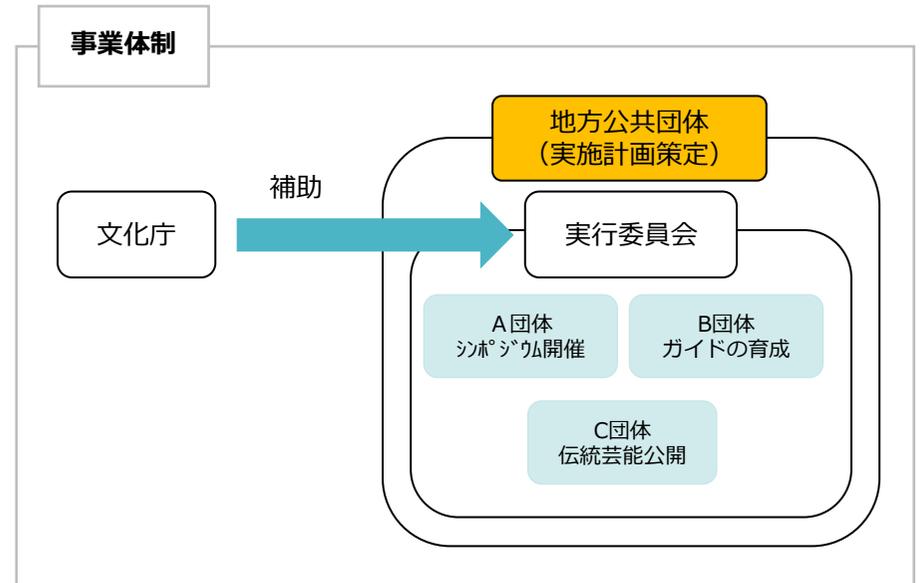
補助対象経費の85%が上限

件数・単価

約70件×5百万円程度

事業開始年度

令和元年度



民俗芸能大会の開催



ボランティアガイドの育成

アウトプット（活動目標）

地域文化遺産の総合的な取組や地域伝統行事等の継承に必要な取組への支援

短期アウトカム（成果目標）

地域伝統行事等への参加者数の増加

長期アウトカム（成果目標）

地域文化遺産の担い手確保

No.	③-6		R7 予算額	5,580 百万円
事業名	学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業		府省庁名	文化庁
概要	小学校・中学校等において子供たちにトップレベルの文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施する。			
支援対象	芸術団体と学校が芸術教育の一環として行う巡回公演	補助率	委託にて実施	
対象事業	<p>小学校・中学校等において子供たちにトップレベルの文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、以下の事業を実施。</p> <p>学校巡回公演 トップレベルの文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演及びワークショップを実施。</p>			
支援内容	実施要領に基づき、学校芸術教育の一環として巡回公演を行う芸術団体に委託し、事業を行うもの。			
離島での実績	R6 学校巡回公演では、8 都県において子供たちにトップレベルの文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施した。(計29件)			
備考				
担当部署	文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室			
連絡先	03-6734-2835			
参照 HP	http://www.kodomogeijutsu.go.jp/			

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

5,580百万円
5,546百万円



現状・課題

〈平成29, 30年の学習指導要領改訂より〉
総則において、地域の博物館や美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、鑑賞等の学習活動を充実することが示されている。
音楽では、児童生徒が地域の実態に応じて、学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動のつながりを意識できるようにすることが記載され、図画工作、美術では、美術館や博物館等との連携についての記載の充実が図られている。

将来の文化芸術の担い手や観客育成

未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。

小学校・中学校・特別支援学校等を対象

各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小学校・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。

文化芸術体験

文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験を享受できるよう努める。

共生社会の実現

障害者芸術団体による学校公演、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演の提供を充実させることによって、共生社会の実現へ寄与する。

芸術教育の充実

芸術系教科等を担当する教員等に向けた研修の実施や、新たに芸術教育に関する実証事業を実施することで芸術教育の充実につなげる。

事業内容

① 学校巡回公演

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等の授業において実演芸術公演を実施。
- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等において公演を実施。

② ユニバーサル公演

- 小学校、中学校、特別支援学校等の授業において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演を体育館等で実施。表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を支援。

③ 芸術家の派遣

- 日本芸術院会員含む個人又は少人数の芸術家が学校の体育館、講堂等で公演、講話、ワークショップ等を授業内で実施。
- 各都道府県の教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家をコーディネートし、公演等を授業内で実施。
- 実績のある国内のクリエイターの学校派遣による対面や、ICT・オンラインを積極的に活用したマンガ等メディア芸術、映画等に関する授業を実証・実施。

④ 文化施設等活用公演

- 地域の美術館、音楽ホール等の文化施設を会場とし、アーティストやエドューカー等が協力することにより、子供たちがより効果的に鑑賞・体験できる活動を授業内で実施。近隣の学校と連携した合同開催を可能とする。

⑤ コミュニケーション能力向上

- 芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や話し合い等のプロセスを重視し、課題解決に取り組む活動を学校の教室等において授業内で実施。
- 地域のNPO法人等が学校と芸術家をコーディネートし、教室等で継続的なワークショップ等を授業内で実施。

「舞台芸術等総合支援事業」分
件数：1,876公演（予定）

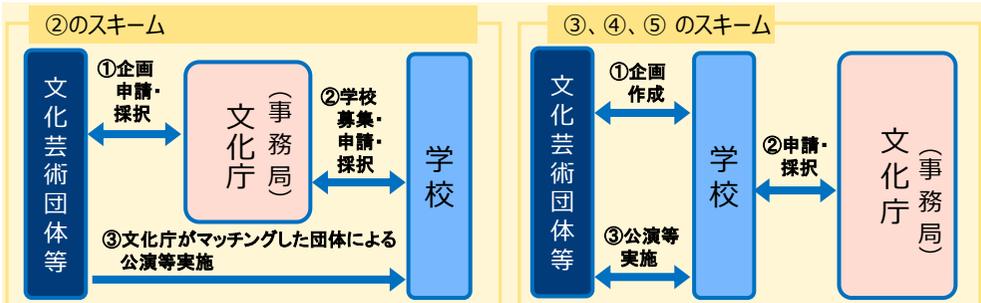
件数：232公演（予定）【拡充】32公演増

件数：2,990公演（予定）

件数：110公演（予定）

件数：200公演（予定）

②～⑤の事業スキーム ※①は日本芸術文化振興会にて実施



芸術教育における芸術担当教員等研修

- 小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに実演鑑賞などを含む実践的な研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

アウトプット（活動目標）

- 学校巡回公演 1,876公演
- ユニバーサル公演 250公演
- 芸術家の派遣 2,990公演
- 文化施設等活用 110公演
- コミュニケーション能力向上 200公演

短期アウトカム（成果目標）

1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことのない子供の割合（文化に関する世論調査）
→ 目標 30%

長期アウトカム（成果目標）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけることで、将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる

担当：参事官（芸術文化担当）付

No.	③-7-1		R7 予算額	23 百万円の内数
事業名	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）		府省庁名	文化庁
概要	平成21年2月にユネスコが指摘した危機的な状況にある8言語(八丈方言が八丈語として含まれている。)や東日本大震災の被災地方言に関する調査結果、各地の継承のための取組事例等を紹介するとともに、それぞれの言葉による語りの披露や危機言語・方言を使った活動や研究を行っている方の講演等を通して、危機言語・方言の価値や、各地域における危機言語・方言の保存・継承の活動について理解を深めていただき、「地域の宝」である言語・方言の危機的な状況の改善につなげようとするもの。			
支援対象	都道府県	補助率	都道府県に支出委任をして実施	
対象事業	危機的な状況にある言語・方言サミットの開催			
支援内容	都道府県に支出委任			
離島での実績	令和6年度は東京都八丈島において開催			
備考	・開催地となる対象地域は危機的な状況にある言語・方言を抱えている地域			
担当部署	文化庁国語課			
連絡先	03-6734-2839			
参照 HP	https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/summit/index.html			

No.	③-7-2	R7 予算額	23 百万円の内数
事業名	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業）	府省庁名	文化庁
概要	平成21年2月にユネスコが指摘した危機的な状況にある8言語(八丈方言が八丈語として含まれている。)や東日本大震災の被災地方言のうち、音声資料や映像資料をはじめ、保存・継承に必要な調査研究が十分とは言えない地域の方言について、当該地域の方言の保存・継承に資するため、よりどころとなる基礎データの集積を中心とした実地調査及びその分析、方言の保存・継承に資する諸研究や成果報告等を行うもの。		
支援対象	法人格を有する団体	補助率	委託事業として実施
対象事業	消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業の実施		
支援内容	委託事業として実施		
離島での実績	平成25及び26年度の危機言語・方言の実態に関する調査研究において、東京都八丈島、青ヶ島での調査を実施		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究の対象となるのは危機的な状況にある言語・方言を抱える地域 ・ 委託先は法人格を有する団体 		
担当部署	文化庁国語課		
連絡先	03-6734-2839		
参照 HP	https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/jitchichosa/index.html		

危機的な状況にある言語・方言の活性化に向けた取組

令和7年度予算額
(前年度予算額)

23百万円
23百万円



背景・課題

- ◆ユネスコ“世界消滅危機言語地図”発表（平成21年2月）
→ 日本の場合は8つ（アイヌ語・7方言）が消滅危機
- ◆アイヌ政策推進会議の報告、アイヌ施策推進法、基本的な方針
→ 国によるアイヌ語の復興の取組
- ◆東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月）
→ 被災地の方言の再興

	アイヌ	八丈	奄美	国頭	沖縄	宮古	八重山	与那国	被災地
判定	極めて深刻	危険	危険	危険	危険	危険	重大な危険	重大な危険	危険

文化庁委託調査研究（平成22・24・25年度）

取組内容

○危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究 12百万円

- 保存・継承に不可欠な記録を欠く危機方言の記録作成・啓発、啓発事業、研究者と行政等担当者の協議会の実施。
- 事業内容：記録作成・啓発
危機言語・方言サミット（発表シンポジウム）
- 事業期間：平成22年度から実施

○アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業 9百万円

- 消滅の危機度が最も高いアイヌ語の復興に向け、保存・継承、学習に資する環境を整えるため、「アナログ資料のデジタル化」「アーカイブ作成支援」を実施。
- 事業内容：アナログ資料のデジタル化
アーカイブ作成支援
- 事業期間：平成27年度から実施

○危機言語話者の育成 2百万円（新規）

- 極めて深刻とされているアイヌ語についての話者育成
- 事業内容：現代アイヌ語話者育成
- 事業期間：令和7年度から実施予定

危機言語の保存・継承に向けた3つの観点

- ◆公的な位置付け
アイヌ施策振興法（平成31年法律第16号）
学習指導要領（平成29年告示）解説
文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5年3月24日閣議決定）

- ◆言語的基礎データや教材等の作成
消滅の危機にある方言の記録作成・啓発
アイヌ語アナログ資料のデジタル化
アイヌ語アーカイブ作成支援



- ◆社会的なイメージの向上
危機的な状況にある言語・方言サミット
危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会



No.	③-8	R7 予算額	2,314 百万円
事業名	重要文化財等防災施設整備事業	府省庁名	文化庁
概要	文化財所有者等に対して必要な防火対策、耐震対策に係る施設整備についての補助		
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>(1) 防災施設</p> <p>ア 消火施設、避雷施設、警報施設、防犯・防犯施設の設置工事</p> <p>イ 火除地設定、消防道路設置、防災倉庫等設置、保護柵設置、覆屋設置、防火壁、擁壁、排水施設の設置工事</p> <p>ウ 耐震対策工事</p> <p>(2) 保存活用施設（重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財に限る。）</p> <p>ア 耐火構造である保存施設又は保存活用施設の設置工事</p> <p>イ アに伴い、一体的に整備される展示設備、解説用設備の設置工事等</p> <p>ウ アに伴い、一体的に整備される温湿度調整設備工事、擁壁、排水施設工事等</p> <p>詳細な内容については参照 HP にある補助要項を参照</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績	令和 6 年度 香川県小豆郡小豆島町 明王寺釈迦堂（防災整備）		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-4111		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

重要文化財等防災施設整備事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

2,314百万円
2,314百万円



背景・課題

文化財は次世代に継承すべき重要な国民の財産として国が保護しているものであり、火災等による滅失、震災等による毀損等が発生しないよう、防災対策を充実する必要がある。また文化財の活用にあたっては、見学者等の安全を確保する必要がある。このために必要な**防火対策、耐震対策に係る施設整備**について補助を実施するものである。(補助率：最大85%)

事業内容

【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火施設の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の更新
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
- ・耐火構造の保存活用施設の整備
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**
- ・城郭の**防火、耐震対策等の整備**

補助事業者：所有者、管理団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり(最大35%)

【対象文化財】

- ・重要文化財(建造物)・重要文化財(美術工芸品)
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

早期発見



初期消火



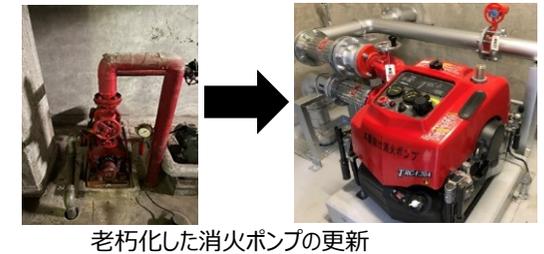
延焼防止



耐震対策



老朽化対策



アウトプット(活動目標)

- 令和5年度末時点の進捗(国土強靱化5か年加速化対策関係)
(令和3年~5年の実績)
- 防火対策
建造物：76件を整備(R6.3月末時点)
(令和3年度からの進捗率74%)
 - 耐震対策：78件の整備に着手(R6.3月末時点)
(令和3年度からの進捗率75%)

短期アウトカム(成果目標)

- 防火対策(令和6年度までに)
建造物：不特定多数の者が入場する世界遺産・国宝の対策進捗率100%(103件)
- 耐震対策(令和7年度までに)
不特定多数の者が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財建造物207件の内、耐震対策着手率50%(104件)

長期アウトカム(成果目標)

- 国民の宝である、国宝・重要文化財建造物や、博物館等に保管の有形文化財を、焼失・滅失、毀損から守る。
- 見学者等の安全を確保することにより、文化観光資源としての活用促進が図られる。

担当：文化資源活用課